

各県立学校長 殿

教 育 長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた学校における感染拡大防止対策
の変更について (通知)

新型コロナウイルス感染症に関しては、去る8月19日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(本部長青森県知事)において、県内における新規感染者が急速に増加し、特に直近1週間の値は、国の指標でステージⅣに該当するなど、このまま感染拡大が進むと医療崩壊につながりかねない状況との見解が示されました。

県立学校においては、部活動の対外試合の制限等の感染拡大防止に対応していただいているところですが、今後の感染拡大を防ぐため、下記のとおり感染拡大防止対策を変更することとします。(詳細は別紙のとおり。)

各学校におかれては、本通知の内容について児童生徒及び保護者、教職員に周知するとともに、学校内での感染防止対策についても適切に実施して下さるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた対外試合等の制限の変更について(令和3年8月13日付け青教ス第595号通知)の変更概要

	変更後	変更前
部活動の活動日数	8月23日(月)から当面の間、部活動の活動日数を週3日以内とする。ただし、各種大会やコンクール等(全国大会や県内大会等)に出場する場合は、大会当日の14日前から部活動の指針に基づく日数の活動ができるものとする。	(追加)
対外試合	当面の間、原則として他校との試合(練習試合を含む。)を禁止する。	8月31日(火)までの間、原則として他校との試合(練習試合を含む。)を禁止する。
合宿	当面の間、合宿(学校単独で行うものを含む。)は禁止する。	合宿(学校単独で行うものを含む。)は、引き続き禁止する。
外部人材の活用	当面の間、外部人材(日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。)の来校による直接の指導等は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。	外部人材(日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。)の来校による直接の指導等は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

2 夏季休業中及び夏季休業後における感染拡大防止対策の徹底について(令和3年8月5日付け青教ス第561号通知)の変更概要

	変更後	変更前
健康観察の徹底	児童生徒等や教職員本人のみならず同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校または出勤しないようにすること。	(追加)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた学校における感染拡大防止対策の変更について

1 部活動について

部活動を実施するに当たっては、県教育委員会から発出している「部活動実施上の留意事項」（令和2年12月21日付け青教ス第919号通知）に基づき万全の感染防止対策を講じるとともに、学校における生徒の接触機会をできる限り削減するため、活動を縮小する。

(1) 活動日数

8月23日（月）から当面の間、部活動の活動日数を週3日以内とする。ただし、各種大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）に出場する場合は、大会当日の14日前から「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動ができるものとする。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上休養日とする。）

(2) 対外試合

当面の間、原則として他校との試合（練習試合を含む。）を禁止とする。（全国大会及び東北大会等に県の代表として出場する選手又はチームも含む。）

ただし、青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織の団体が主催又は共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。

また、参加に当たっては、原則、宿泊を伴わないこととし、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、以下についても留意すること。

【参加する際は】

- ① 毎日こまめな健康チェックをし、風邪症状はもちろんのこと、だるさや喉・鼻の違和感が続くなど、体調不良の場合は、参加しないこと。
- ② 競技（運動）の合間や更衣室ではマスク等を着用すること。
- ③ 声援、指示など大声を出さないこと。
- ④ 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ⑤ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑥ マスクを外した状態での会話は避けること。
- ⑦ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

【試合後は】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医[※]に相談し、指示を仰ぐこと。

※かかりつけ医がいない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

(3) 合宿

当面の間、合宿（学校単独で行うものを含む。）は禁止する。

(4) 練習等活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、風邪症状はもちろんのこと、だるさや喉・鼻の違和感が続くなど、体調不良の場合は、参加しないこと。

② 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

③ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

2 外部人材の活用について

当面の間、外部人材(日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。)の来校による直接の指導等は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

ただし、児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認めることとする。

3 健康観察の徹底について

家庭との連携の下、軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、登校しないこととし、家庭での健康観察を徹底すること。

さらに、家庭への協力を呼びかけ、児童生徒等や教職員本人のみならず同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校または出勤しないようにすること。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

各 県 立 学 校 長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会 教 育 長
(公 印 省 略)

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 発 生 状 況 を 踏 ま え た 学 校 教 育 活 動 の 実 施 に つ い て (通 知)

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 関 し て は、去 る 8 月 1 9 日 開 催 の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 係 る 危 機 対 策 本 部 会 議 (本 部 長 青 森 県 知 事) に お い て、県 内 に お け る 新 規 感 染 者 が 急 速 に 増 加 し、特 に 直 近 1 週 間 の 値 は、国 の 指 標 で ス テ ー ジ IV に 該 当 す る な ど、こ の ま ま 感 染 拡 大 が 進 む と 医 療 崩 壊 に つ な が り か ね な い 状 況 と の 見 解 が 示 さ れ ま し た。学 校 行 事 等 に お け る 感 染 防 止 対 策 の 徹 底 に つ い て は、令 和 3 年 5 月 2 5 日 付 け 青 教 育 第 3 7 1 号 で 通 知 し た と こ ろ で す が、よ り 一 層 の 感 染 対 策 に 取 り 組 む 必 要 が あ る も の と 考 え て お り ま す。

こ の こ と か ら、今 後、学 校 教 育 活 動 を 実 施 す る 際 に は、文 部 科 学 省 が ホ ー ム ペ ー ジ で 示 し て い る 「学 校 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 関 す る 管 理 マ ニ ュ ア ル ～ 「学 校 の 新 し い 生 活 様 式」 ～ (2021. 4. 28 Ver. 6)」 及 び 「新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 対 応 し た 小 学 校、中 学 校、高 等 学 校 及 び 特 別 支 援 学 校 等 に お け る 教 育 活 動 の 実 施 等 に 関 す る Q & A」、 「県 立 学 校 版 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 Q & A」 を 踏 ま え、下 記 の 点 に 留 意 し、感 染 拡 大 防 止 の 措 置 を 適 切 に 講 じ る よ う お 願 い し ま す。

記

1 各 教 科 等 に つ い て 【 令 和 3 年 5 月 2 5 日 付 け 青 教 育 第 3 7 1 号 の 追 加 部 分 】

各 教 科 等 に お い て 以 下 の よ う な 「 感 染 対 策 を 講 じ て も な お 感 染 リ ス ク の 高 い 学 習 活 動 」 を 控 え る こ と。

- ・ 「 児 童 生 徒 が 長 時 間、近 距 離 で 対 面 形 式 と な る グ ル ー プ ワ ー ク 等 」
- ・ 「 近 距 離 で 一 斉 に 大 き な 声 を 出 す 活 動 」
- ・ 音 楽 に お け る 「 室 内 で 児 童 生 徒 が 近 距 離 で 行 う 合 唱 及 び リ コ ー ダ ー 等 の 管 楽 器 演 奏 」
- ・ 家 庭 に お け る 「 児 童 生 徒 同 士 が 近 距 離 で 活 動 す る 調 理 実 習 」
- ・ 保 健 体 育 に お け る 「 児 童 生 徒 が 密 集 す る 運 動 」 や 「 近 距 離 で 組 み 合 っ た り 接 触 し た り す る 運 動 」 な ど

2 健 康 安 全 ・ 体 育 的 行 事 (健 康 診 断 ・ 避 難 訓 練 ・ 運 動 会 ・ 球 技 大 会 等) の 実 施 に つ い て

(1) 運 動 会 等 の 実 施 に 当 た っ て は、3 つ の 密 を 避 け る よ う、実 施 内 容 や 方 法 (例 え ば、来 場 者 の 制 限 や 半 日 で の 開 催 な ど) の 工 夫 を す る こ と。な お、地 域 の 感 染 状 況 等 も 踏 ま え て、必 要 に 応 じ て 中 止 や 延 期 な ど に つ い て 検 討 す る こ と。

ま た、児 童 生 徒 が 密 集 す る 運 動 や、近 距 離 で 組 み 合 っ た り 接 触 し た り す る 場 面 が 多 い 運 動 に つ い て は、地 域 の 感 染 状 況 等 を 踏 ま え、安 全 な 実 施 が 困 難 で あ る 場 合 は 実 施 を 見 合 わ せ る ほ か、開 閉 会 式 で の 児 童 生 徒 の 整 列、児 童 生 徒 に よ る 応 援、保 護 者 等 の 参 観、児 童 生 徒 や 保 護 者 が 昼

食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

(2) 健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮すること。

(3) 避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施すること。

3 文化的行事（文化祭・学習発表会等）の実施について

(1) 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や期間の短縮など）の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

4 旅行・集団宿泊的行事（遠足・修学旅行等）の実施について

(1) 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えめにすること。

(2) 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。

なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

5 勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動・地域清掃等）の実施について

(1) インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることに。

(2) 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

6 儀式的行事（始業式・終業式・卒業式等）の実施について

(1) 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。

緊急のお願い！
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】

○学習指導・学校行事・生徒指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）

○健康管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907（直通）